

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（291）」
2. 日時：平成29年8月23日 14時00分～18時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他4名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.14 電源の確保に関する手順等」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 手順選択フローチャート及び優先順位については、常設代替高圧電源装置（外部電源喪失で2台自動起動）のような操作の必要がない「自動」で起動する手順、「手動操作」が必要な手順を明確にするとともに、常設代替高圧電源装置2台を優先して起動させる考え方を整理して提示すること。
- 可搬型設備への燃料補給手順については、タンクローリー容量、可搬型設備の台数、補給頻度、補給箇所を踏まえて、事故発生後7日間における基本的な給油の考え方を示すとともに、最大燃料消費量に対する容量根拠について整理して提示すること。
- 常設代替高圧電源装置への燃料補給手順については、「軽油貯蔵タンクより自動補給する」とのことであるが、「軽油貯蔵タンクの切替操作」との関係を整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について

る審査基準」への適合状況について (1. 14)